

## 1 学校における日常の地震・津波対策

- (1) 学校施設の安全点検  
定期的な校舎の安全点検の実施、転倒物・重量物等の転倒防止対策 等
- (2) 学校施設設備の状況の確認
- (3) 生活用水、防火用水の確保
- (4) 防災地図（ハザードマップ）等による地域の実態把握  
通学路や地域の危険箇所の把握、学区の災害リスクの把握、広域避難場所までの経路の確認 等

## 2 避難訓練・防災教育の充実

- (1) 避難訓練
  - ①年間を通して教育課程の中に位置付け、児童生徒が目的を理解しながら実施
  - ②通常の避難訓練に加え、引き渡し訓練や避難場所を考慮した訓練等、より実践的な訓練の実施
- (2) 防災教育
  - ①各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等学校教育活動全体を通し、防災教育を実施
  - ②避難訓練を通して、適切な状況判断力と冷静な行動力の定着

## 3 大規模地震時の初期対応

- (1) 児童生徒の在校中に地震が発生した場合
  - ①安全確保行動（活動場所で身を守る行動）
  - ②避難場所への移動（「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」）
  - ③判断 情報をもとに、「通常下校」、「集団下校」、「保護・引き渡し」等、判断する。

### 【「保護・引き渡し」について】

千葉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、学校で児童生徒を保護する。

学校施設の被害状況、電気・水道・ガス等の状況、大津波警報・津波警報の発表状況等を把握し、「自校内で保護」か「別の場所（広域避難場所等）で保護」か判断する。

学区や通学路の状況、保護者の帰宅情報等を十分に確認した上で、引き渡しを行う。

- ・「引き渡しカード」を活用し、確実に保護者等に引き渡す。
- ・保護者が帰宅困難等で、引き渡しが遅れる場合は十分に配慮する。

- (2) 児童生徒の登下校中に地震が発生した場合
  - ①看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物から身を守る。（安全確保行動）
  - ②登下校中に地震が発生した場合には、原則として、学校に向かう（戻る）こととする。
  - ③登下校中でも、学校よりも明らかに自宅に近い場合や、途中で他の学校・公民館等の避難場所がある場合などは、学校ではなく自宅や避難場所に避難する。
  - ④地震発生時や直後には危険な場所には近づかない。（余震が起こることを想定して行動）
- (3) 児童生徒の在宅時に地震が発生した場合

児童生徒の下校後から翌日午前7時までの間に、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は自宅待機とする。解除の連絡は、校内および学区の安全を確認した後、学校ごとに保護者へ行う。